9　（略）

10　次に掲げる二輪の一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十七条第四項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第３改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

（後部反射器）

第六十七条の二　（略）

2　（略）

3　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十八条第四項及び別添五十三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第二百四十八条第二項及び別添五十三の規定に適合するものであればよい。

一～四　（略）

4　（略）

5　次に掲げる二輪の一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十八条第四項及び第五項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第３改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

（方向指示器）

第七十一条の二　（略）

2・3　（略）

4　令和七年十月三十一日以前に製作された第一種一般原動機付自転車及び令和二年六月十四日以前に製作された第二種原動機付自転車については、細目告示第二百五十二条の二第一項、第三項及び第四項、第二百六十八条の二第一項及び第二項並びに第二百八十四条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第二百四十九条第一項及び第二項、第二百六十五条第一項及び第二項並びに第二百八十一条第一項及び第二項の規定に適合するものであればよい。

5　（略）

6　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百五十二条の二第四項及び別添五十三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第二百四十九条第二項及び別添五十三の規定に適合するものであればよい。

一～四　（略）

7　（略）

9　（略）

10　次に掲げる二輪の一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十七条第三項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第３改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

（後部反射器）

第六十七条の二　（略）

2　（略）

3　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十八条第三項及び別添五十三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第二百四十八条第二項及び別添五十三の規定に適合するものであればよい。

一～四　（略）

4　（略）

5　次に掲げる二輪の一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十八条第三項及び第四項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第３改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

（方向指示器）

第七十一条の二　（略）

2・3　（略）

4　令和七年十月三十一日以前に製作された第一種一般原動機付自転車及び令和二年六月十四日以前に製作された第二種原動機付自転車については、細目告示第二百五十二条の二第一項、第二項及び第三項、第二百六十八条の二第一項及び第二項並びに第二百八十四条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第二百四十九条第一項及び第二項、第二百六十五条第一項及び第二項並びに第二百八十一条第一項及び第二項の規定に適合するものであればよい。

5　（略）

6　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百五十二条の二第三項及び別添五十三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第二百四十九条第二項及び別添五十三の規定に適合するものであればよい。

一～四　（略）

7　（略）